

私は当初、主治医から抑うつ状態と診断されて  
いました。知人より、うつ病であれば障害年金を受  
給できるかもしれないと聞いたので、ネットで調べ、何  
人かの社労士の方に、今、抑うつ状態と診断されているが、  
障害年金の受給資格はあるのかをお聞きしました。何人  
もの社労士の方に、「うつ病ではなく、抑うつ状態であれば受  
給資格はない」と言われ、山崎先生のみが、「受給資格は  
あります。詳しく話を聞かせて下さい」とおっしゃって下さいました。  
私は外出も困難でしたので、それを察して下さい、お電話をして  
次の日に早速、最寄りの駅まで来て下さり、熱心にお話しを聞  
いて下さいました。何もわからないうちに、「必ず受給しましょう。  
ご主人から大丈夫ですよ」と力強いお言葉をおかけして下さい、その  
お言葉にどれほどの勇気と安心を与えられたか計り知り  
ません。私は今回、3級の受給資格を頂きましたこと、これま  
での間、親身に誠実に対応して下さい、山崎先生に大変  
感謝しておきます。山崎先生にお会いしただけには私は諦  
めていました。希望を頂きました。山崎先生、本当にありがとう  
ございました。